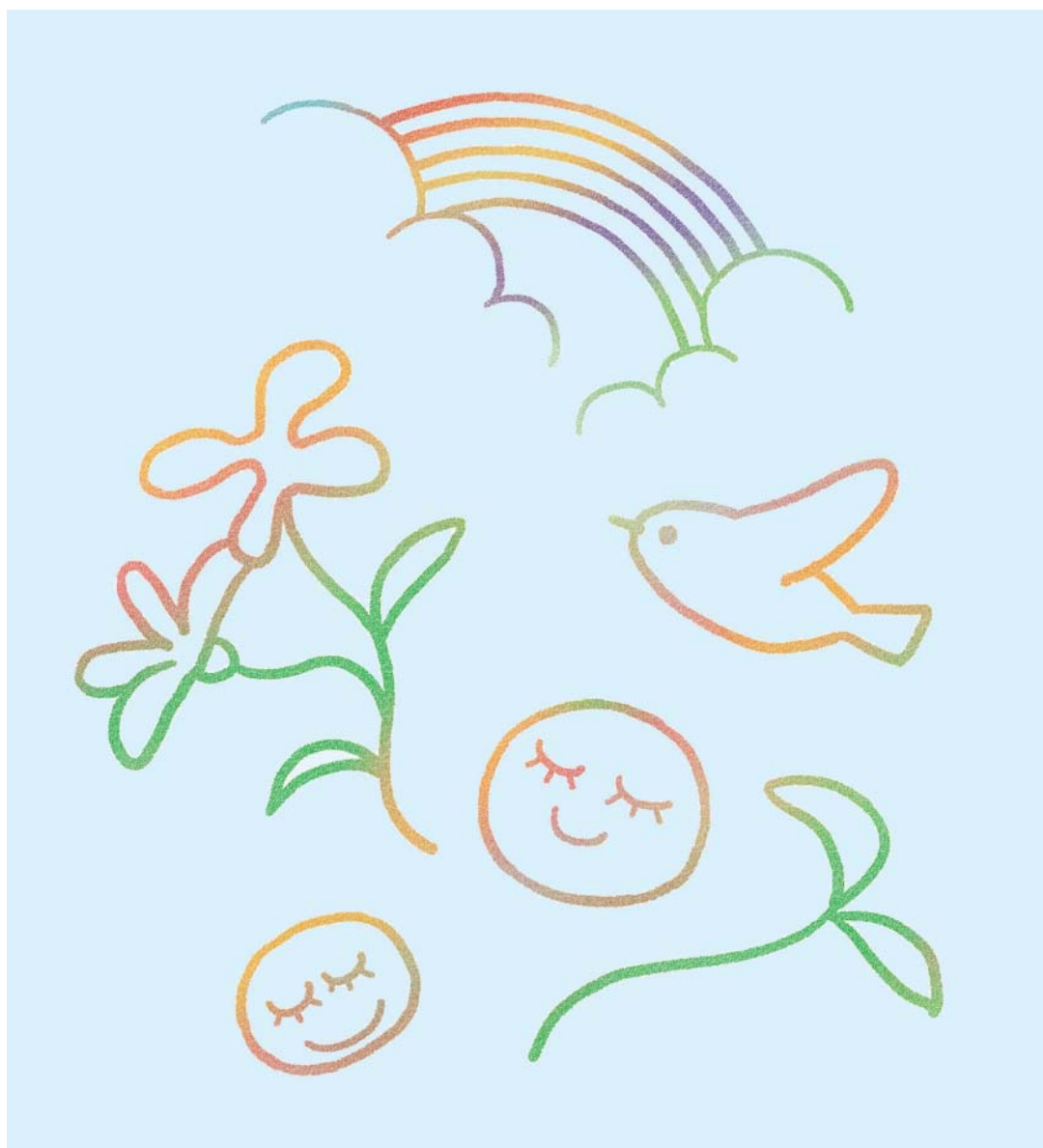




金沢市人権教育・啓発行動計画

平成 25（2013）年度～平成 34（2022）年度

概要版



金沢市

「金沢市人権教育・啓発行動計画」の基本的な考え方

金沢市では、平成15(2003)年3月に策定した「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」に基づき、すべての市民の人権が尊重・擁護され、差別のない金沢の実現をめざし、人権教育・人権啓発の推進に努めてきました。

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に関する市の各種計画においても、人権に関係する取り組みを推進してきましたが、依然として予断や偏見による人権問題が存在しています

このため、これまでの取り組みを踏まえ、また新しい課題についても検討し、「金沢市人権教育・啓発行動計画」を策定しました。

計 画 目 標

すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現

数値目標

◎人権問題に関する意識調査において、人権に関心がある人の割合

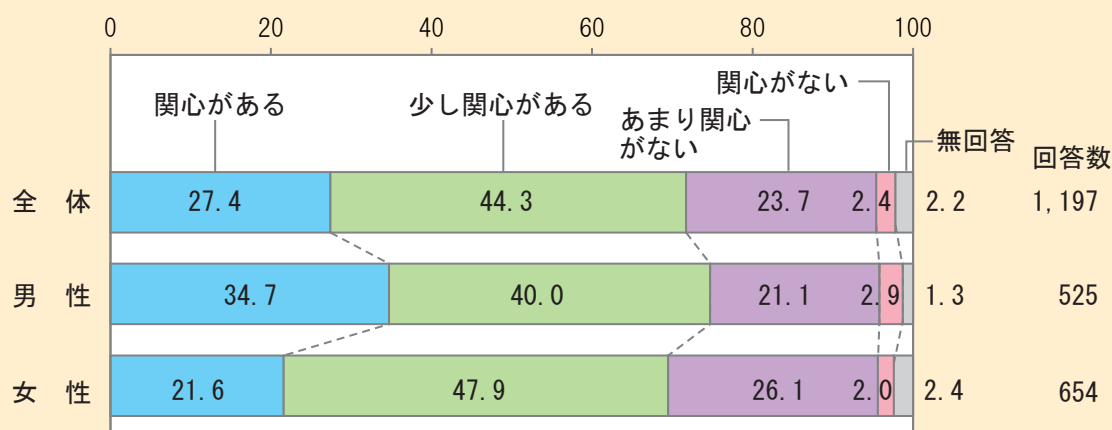
【意識調査】

関心がある(27.4%) + 少し関心がある(44.3%) = 71.7%



80%

■ あなたは人権について、関心がありますか？

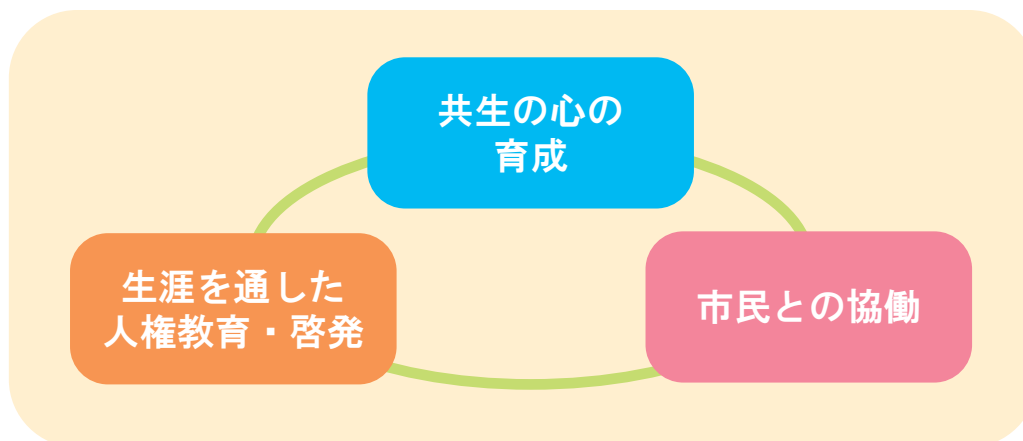


金沢市人権問題に関する市民意識調査(平成23年12月実施)

計画の性格

この行動計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条を根拠とし、「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」の趣旨を受け継ぎます。

基本的視点



① 共生の心の育成

市民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認めあい、また支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していきます。

② 生涯を通じた人権教育・啓発

市民が生活のあらゆる場面において、人間尊重の心を育み、人権問題について学習できるよう、人権教育・啓発を生涯を通じた課題としてとらえ、市民の学習活動を効果的に推進していきます。

③ 市民との協働

地域の組織への働きかけ、NPO法人をはじめとする市民の自主的団体の活動やネットワークづくりへの支援など、行政と各種団体が連携・協働することを通して、人権教育・啓発を推進していきます。

人権問題の現状と重要課題への対応

女性の人権（男女共同参画の推進）

- 男女共同参画の推進に向けた意識の改革を推進します。
- 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大します。
- 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。
- ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 女性の人権と身体が守られる社会づくりを推進します。
- 国際社会を視野に入れた男女共同参画を推進します。

子どもの人権

- 人権を大切にする心を育てる教育・啓発を推進します。
- 地域協力による子どもの健全育成を推進します。
- 児童虐待・いじめ・体罰等の防止と適切な対応を図ります。

高齢者の人権

- 高齢社会の理解と高齢者を大切にする心を育む教育・啓発を推進します。
- 高齢者の社会参加を促進します。
- 介護サービス等の基盤整備と質の確保を図ります。
- 相談体制の充実、虐待の防止など、高齢者の権利擁護を図ります。
- 建築物、公共交通及び情報等のバリアフリー化を推進します。

障害のある人の人権

- 障害と障害のある人についての理解を深める教育・啓発を推進します。
- 障害のある人の社会参加を促進します。
- 相談体制の充実、虐待の防止など、障害のある人の権利擁護を図ります。
- 建築物、公共交通、情報等のバリアフリー化を推進します。

同和問題

- 差別意識解消に向けた人権教育・啓発を充実します。
- 関係機関と協力して、事業主に対し、公正な採用選考システムの確立が図られるよう働きかけます。
- 関係機関と連携して、えせ同和行為の排除に向けた啓発に取り組みます。
- 人権同和問題にかかる相談に積極的に応ずるため、相談体制の充実を図ります。

外国人の人権

- 国際理解教育・啓発を推進します。
- 外国語による表記、外国人住民に対する情報提供、外国人児童生徒の教育のための職員の確保など、国際化への環境整備を推進します。
- 多様な国際交流を促進します。
- 関係機関と協力して、事業主に対し、公正な採用選考システムの確立が図られるよう働きかけます。
- 外国人からの相談に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

H I V感染者・ハンセン病回復者等の人権

- H I V感染者・ハンセン病回復者等の人権についての教育・啓発を推進します。
- 関係機関と連携して、相談体制等の充実を図ります。

犯罪被害者等の人権

- 二次的な被害が起きないように、犯罪被害者等の人権についての教育・啓発を推進します。
- 関係機関と連携して、効果的な被害者等への人権相談及び支援を推進します。
- 犯罪被害者等見舞金制度の周知及び適切な運用に努めます。

刑を終えて出所した人等の人権

- 刑を終えて出所した人等の人権についての教育・啓発を推進します。
- 関係機関等と協力して、「社会を明るくする運動」を推進します。
- 刑を終えて出所した人等の人権相談の充実を図ります。

インターネットによる人権侵害

- 情報モラル・情報活用能力について理解させるための教育などインターネット利用者に人権に関する教育・啓発を推進します。
- ネットいじめ等の人権侵害を防止するため、相談体制の充実、相談窓口の情報提供などに努めます。

その他の人権問題

- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- アイヌの人々の人権
- ホームレスの人々の人権
- 性同一性障害のある人の人権
- 性的指向による人権問題
- 人身取引（トラフィッキング）による人権問題

特定の職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

教職員

人権課題についての認識を深め、確かな人権意識を持つように研修・啓発を行うことにより子どもたちへの人権教育を効果的に進めるための指導力の向上を図ります。

社会教育関係者

それぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身に付け、人権問題の理解と認識を深めるよう、更なる人権教育の研修の充実に努めます。

保健・医療関係者

個人の人権擁護の立場に立った行動が求められることから、人権に対する意識を深めるための研修を実施します。

福祉関係者

個人の人格の尊重、プライバシーの保護及び公正公平な対応など人権意識に根ざした行動が強く求められることから、これらの人たちに対する研修や講演会などを通じて人権意識の普及、高揚を図ります。

消防職員

人権の現状と課題について認識が深まるよう、各種研修を継続的に実施し、消防職員の資質向上に努めます。

市職員

人権に対する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けられるよう、階層に応じた系統的な研修を実施していきます。

マスメディア関係者

人権の擁護・啓発の推進のため情報提供を行い、マスメディアを通じた人権意識の普及への協力を要請していきます。

人権教育・啓発の効果的な推進

- 市民の身近な場所で人権教育・啓発を推進していくため、人権感覚と実践力を備えた指導者の育成・発掘に努めます。
- 人権教育・啓発がより効果的に行われるよう、活用しやすい教材の収集、開発及び情報提供を行います。
- 関係団体等と連携を図りながら、研修のためのプログラムを開発し、内容の充実に努めます。
- 人権問題に関する市民意識の把握と効果的な推進のための情報提供の充実に努めます。
- 国、県、関係団体等と協働して、人権教育・啓発を広範な取り組みとして展開していきます。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

就学前における人権教育

- 集団生活の場を通じた人権教育
- 交流・体験活動を通じた人権教育
- 保育所職員等の資質の向上

学校における人権教育

- 心の教育の推進
- 人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進
- 人権教育の充実を目指した教育課程編成の推進
- 人権尊重の理念に立った生徒指導の推進
- 人権尊重の視点に立った学級経営等の推進

家庭・地域における人権教育・啓発

- 学習機会の提供
- 学習環境の整備
- 地域指導者の育成
- 家庭・学校・地域の連携

企業等における人権啓発

- 公正な採用、雇用における平等の確保
- 企業等における人権啓発への支援

行動計画の推進のために

推進体制

行動計画の総合的・効果的な推進のため、「金沢市人権同和対策連絡会議」において庁内連携を深め、全庁的な取り組みを一層進めます。

計画の評価と見直し

人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、5年をめぐりに、この行動計画の進捗状況と効果について検証・評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。



ひとりで悩まず
ご相談ください

人権問題の相談窓口

電話相談

●人権についての相談はなんでも

みんなの人権 110番  0570-003-110 ゼロ ゼロ みんなの ひやくとおばん

●学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの人権 110番  0120-007-110 ゼロ ゼロ ナナ の ひやくとおばん

●職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン  0570-070-810 ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

※電話をかけた最寄りの法務局につながります。PHS、一部のIP電話等からは次の電話番号でお願いします。金沢地方法務局 ☎ 076-292-7808

窓口相談

市役所	毎月第1金曜日 13:00～15:00（第1金が閉庁日の場合、第2金）
公民館	毎月3回 13:00～16:00（日程・場所は新聞広報掲載）

お問い合わせ先：人権女性政策推進課 ☎ 076-220-2095

金沢市人権教育・啓発行動計画

概要版

平成25(2013)年4月

発行／金沢市 市民局 人権女性政策推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2095 FAX 076-220-2030

E-mail : jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp



2015年春・北陸新幹線開業